

年長児保護者の皆様へ

麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)の予防接種を受けましょう!

今年度、年長のお子様は、麻しん、風しんの定期予防接種(第2期)を受ける時期にあたります。

定期予防接種として**無料で接種**を受けることができる期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

母子健康手帳で、お子様が麻しん風しん第2期の定期予防接種を受けていないことをご確認の上、事前に予防接種協力医療機関へ予約し、お子様の体調の良い時に母子健康手帳を持参して予防接種を受けてください。

【対象者】 第2期 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの小児

【無料で接種できる期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日

※接種期間を過ぎて接種すると任意接種(有料 ※約1万円前後)となりますので、ご注意ください。

麻しん(はしか)は、高熱と発しんを伴う重い感染症で、特効薬はなく、中耳炎や肺炎、脳炎などの重い合併症が発生したり、死亡することもあります。

風しんは、発熱と発しんがでる感染症で、まれに脳炎、血小板減少性紫斑病などの合併症をおこすことがあります。

また、妊婦さんが妊娠初期に風しんにかかると「難聴、白内障、先天性心疾患、心や体の発達が遅れる」などの障害のある赤ちゃんが生まれる可能性があります。

麻しんや風しんを予防する唯一の手段はワクチン接種です。

自分が感染しないために、又、自分が感染して多くの人を危険に曝さないためにも、ワクチンで予防することが大切です。



- このリーフレットの内容は、呉市に住民票を有する人が対象です。呉市外に住民票を有する人は、住民票を有する市町村の予防接種担当にお問い合わせください。
- 予防接種法に基づく予防接種(定期予防接種)を受けた人に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種健康被害救済制度による給付が行われます。予防接種健康被害救済制度に関するご相談は、地域保健課までお問い合わせください。
- 呉市外の医療機関で接種を希望される場合は、事前に手続きが必要です。地域保健課へ連絡してください。

問い合わせ：呉市保健所 地域保健課 TEL(0823)25-3525

予防接種に行くときは母子健康手帳を忘れないでクレ

